

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 桑名宿舎105号外内外装等修繕業務
- 2 履 行 場 所 三重県桑名市東方1182-10 桑名宿舎105号外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年10月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 現地確認を希望する場合は、3.4)提出先まで連絡すること。
- 2 見 積 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3)見 積 書 提出期限 令和7年9月1日 12:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所 経理課 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- 5)質 問 書 令和7年8月26日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
- 6)見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年9月2日 12:00 までとします。
- 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

桑名宿舎１０５号外内外装等修繕業務 仕様書

令和７年８月

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第１節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する桑名宿舎１０５号外内外装等修繕業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第２節 履行

１．業務概要

本業務は、桑名宿舎１０５号外の内装等に破損等が発生しているため、修繕を行うものである。

２．履行場所

三重県桑名市東方 1182-10	桑名宿舎 105 号
三重県桑名市東方 1182-10	桑名宿舎 104 号
三重県桑名市東方 1182-2	桑名宿舎 102 号

３．履行期間

契約締結の翌日から令和７年１０月３１日までとする。

４．履行内容

本業務は、以下に記載する項目の交換修繕を行うものとする。

修繕箇所については、別紙１「修繕箇所」のとおり。また、業務数量については、別紙２「数量表」のとおり。

（１）桑名宿舎 105 号

キッチン水洗器具漏水修繕

（２）桑名宿舎 104 号

TV モニター付きインターホンカメラ修理交換

（３）桑名宿舎 102 号

門扉固定用落し棒取り付け作業

給湯器及びリモコン交換作業

５．処分

本業務により発生する廃棄物は、各種法令に基づき、適正に処分すること。

６．提出図書

作業完了後、完了届（指定様式）及び写真（作業前、作業後の状態をそれぞれ同じ位置・方向から撮影したもの）を１部機構へ提出すること。

7. 契約変更

履行内容に変更があった場合は、変更契約の対象とする。

第3節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

以 上

該当箇所	現況写真
仕様書第2節4（1）桑名宿舎105号修繕箇所 キッチン水栓器具漏水修繕 水栓器具から漏水している	
仕様書第2節4（2）桑名宿舎104号 TVモニター付きインターホンカメラ修理交換 通話はできるが、インターホンの液晶画面（モニター）が真っ白に映る 参考（現行）：Panasonic VL-MW102K	

該当箇所	現況写真
仕様書第2節4（3）桑名宿舎102号 門扉固定用落し棒取り付け作業 落し棒がないことから風等で開閉してしまう	
給湯器及びリモコン交換作業 老朽化によりお湯が出ない 給湯器及びリモコン2箇所を交換	  

数量表

(1) 桑名宿舎105号

項目	規格	数量	単位
キッチン水栓器具漏水修繕	RSF-551	1	式

(2) 桑名宿舎104号

項目	規格	数量	単位
TVモニター付きインターホン修理交換	パナソニック VL-SE30XLA	1	式

(3) 桑名宿舎102号

項目	規格	数量	単位
門扉固定用落し棒取り付け	門扉フランス落とし加工取付け	1	式
給湯器及びリモコン交換	リンナイ RUF-A2005SAW (C)	1	式
	リモコンセット MBC-240VC (C)	1	式
	配管カバー	1	式

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月20日に交付された桑名宿舎105号外内外装等修繕業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。